

「なんでこれ税金でやらなきゃいかんの」「なんでこれ日本国の税金でやらないといかんのか」

米軍遺棄物と思われるドラム缶が3年前に発見された嘉手納米軍基地跡地、沖縄市サッカー場で作業していた人の言葉だ。2015年12月に現場で行われた沖縄防衛局の沖縄市議会への説明会后、残った私に朴訥な声で投げかけられた彼の言葉と、訴えるような目が忘れられなかった。作業している人であるならば、日本政府から投入されたお金はその業者に流れるはずだ。それなのにその言葉を私に投げざるを得ないサッカー場の風景がそこにあった。

今回、リリースした「米軍基地汚染地の『原状回復』はいくらかかるのか：沖縄市サッカー場汚染関係経費中間報告」の出発点は彼の問いにある。

日米地位協定の第4条1項、基地の返還時に米軍に原状回復・補償の義務がないという条項は、在日米軍返還跡地の汚染発覚時に、必ず問題にされる条項である。

”1 合衆国は、この協定の終了の際またはその前に日本国に基地を返還するに当って、当該基地をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、またはその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。”

原状回復の義務が合衆国にない理由は、外務省が作成した政府としての公式な日米地位協定の解説書「日米地位協定の考え方」に書かれている。日本側も米軍基地に加えられた改良などについて補償する義務がないという4条2項がその理由だそう。これにより、日米の互いの権利と義務の「均衡をはかっている」ことが政府の解釈である。これは、前泊博盛教授（沖縄国際大学）が指摘するとおり\*、「まったく意味不明の解釈」であり、冒頭の彼の問いへの答えはここにはない。

「日米地位協定の抜本的改訂を」という声は常に沖縄からあがっている。日米地位協定をドイツ、イタリア、韓国の地位協定と比較し、日本の米国への追従・弱腰ぶりを指摘する。

しかし、それを繰り返すだけで、その具体的な内容についても、どのように改訂するかの道筋について議論を深めようとする動きはみられない。

沖縄県も、議会の意見書も、メディアも市民も何年も同じことを繰り返している。

「なんでこれ税金でやらなきゃいかんの」という問いは、いつまで日米政府への指差しをやり続けていくのか、という私たちの怠惰を指摘した問いといってもよいかもしれない。

では、何から踏み出せばいいのか。まずは、日本の、沖縄の納税者がどれだけの負担を強いられているのか、という事実を把握し、問題解決のための道筋を議論していくことであろう。

この沖縄市サッカー場の中間報告は、その議論を始める最初のステップにすぎないが、同時に汚染にまつわる税金支出のあり方を今後監視するための問題提起も含んでいる。基地汚染問題でも、環境ビジネスにおける利益配分の問題を射程におく必要がある。その構造の実態について追及するための問題提起としても読んでいただきたい。

\*前泊博盛編著『日米地位協定入門』（創元社、2013年）

## 米軍基地汚染地の「原状回復」はいくらかかるのか : 沖縄市サッカー場汚染関係経費中間報告

The Informed-Public Project 代表  
河村 雅美 (Dr. Masami Kawamura)

### 報告の目的

本報告は、2013年6月にドラム缶が発見され、汚染が発覚した旧嘉手納基地跡地、沖縄市サッカー場の汚染調査や浄化処理関係のこれまでの経費について報告し、その結果から、今後の行政への監視や政策検証に必要な事項について議論する材料を提供することが目的である。

ドラム缶発見後、サッカー場の汚染は米軍基地由来のものと考えられ、沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県による調査が進められた。調査は、サッカー場全域、隣接した駐車場の調査に発展し、現在も進行中である。これまでに108本のドラム缶が発見され、複合汚染の実態が明らかになっている。

The Informed-Public Project(IPP)では、国会議員、県議会議員、沖縄市議会議員の協力を得て、各機関の経費のデータを入手し、とりまとめた。調査や浄化作業ははまだ継続中であり、より詳細な調査が必要であるため、本レポートは暫定的な中間報告である。

この報告の意義については以下の3点がある。

#### 1. 経費の全体像把握

沖縄市サッカー場の汚染調査内容や汚染土壌などの処理については沖縄防衛局の発表時に報道がされてきたが、その経費に関しては、複数の行政機関が（沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県）対応していることもあり、まとまったデータが出されていなかった。本中間報告では、調査及び処理に関わる業務が継続中ではあるが、これまでの経費の全体像を明らかにすることができた。

#### 2. 汚染発覚からの過程検証

これまでも返還跡地における土壌汚染や汚染除去費用については国会の場や研究で、一部明らかにされてきたが<sup>1</sup>、調査や浄化作業の各過程でどの程度の費用がかかるか、どのような業者がどのような発注形態で業務を受注し、どこまでの業務を行うのか、といった詳細は明らかにされていなかった。本中間報告により、経費の面から汚染発覚後の過程を把握、検証することができる。そこから、行政は具体的にどのような説明責任が伴うかも明らかになった。

<sup>1</sup> 第180回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会での紙智子議員による質問（2012年3月21日）<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/180/0020/18003210020003.pdf>、林公則『軍事環境問題の政治経済学』（日本経済評論社、2011年）pp.137-138.本報告の巻末参考資料参照。

### 3. 各行政機関の政策評価

沖縄市サッカー場の汚染発覚後、これまでの跡地調査にはない行政の動きがあった。例えば、沖縄市が調査の透明性を確保するために、国に対抗的調査をした調査体制をとったこと、また、サッカー場汚染発覚の翌年に沖縄県が国の一括交付金の3年事業で、環境政策課に基地環境特別対策室を設置したことなどである。本報告ではこの動きについても検証した。これは、今後、汚染発覚後の各行政機関の政策を検証、評価するための材料の提示となる。

税金の用いられ方を監視する納税者としての立場から、日米地位協定のあり方を改めて検討する一つの材料として用いられることも、本報告の最終的な目的の一つであることを強調しておきたい。

#### 構成

報告の目的

ポイント

背景

I 沖縄市サッカー場調査等経費について

1.2015年3月までの支出・経費と2016年度日本政府計上予算

2. 内訳

①沖縄防衛局

②沖縄市

③沖縄県

II 沖縄県環境政策課基地特別対策室について：新規の米軍基地跡地政策として

III 考察・提言

IV むすびに

【参考資料】

#### ポイント

- 日米地位協定で米国側の原状回復の義務が問われていないために日本が負担する経費はわずか約1万4000㎡の土地で9億円以上に上る。
- 沖縄市が実施した沖縄防衛局の対抗調査経費(クロスチェック代)は7100万円以上に上り市の財政負担となっている。あるべき調査体制の姿を示した沖縄市には、国や沖縄県の適切な支援措置が必要である。
- 日本政府、沖縄県、沖縄市は多額の費用を伴う汚染調査や浄化に関する説明責任を認識し、意思決定過程の透明化に努め、同過程の検証が可能な体制を構築することが急務である。また、費用対効果分析についても第三者的立場から実施する必要がある。
- 議会、市民の積極的な監視、関与が必要である。

## 背景

沖縄市サッカー場の汚染発覚以来、沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県の3機関がその後の調査等に対応してきた。

汚染発覚以来、調査は、発掘したドラム缶とその周辺土壌の調査の1次調査から、フィールド全体に及ぶ第2次調査、隣接した駐車場、地表から2mより深い部分まで実施した第3次調査という順序で、調査範囲を拡大する形で実施されてきた。今回のような方法が妥当なものであったかどうかも含め、費用対効果を検証する上で調査過程は必要な情報であるため、確認しておく。以下の調査等の経緯をまとめた表を参照されたい。

### 沖縄市サッカー場調査等経緯

年月日	調査・報告
<b>1次調査(2013.6-7)</b>	
2013.6.13	沖縄市諸見里サッカー場でドラム缶発見 計26本発見 沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県で調査開始 (調査は22本) ドラム缶の付着物及び周辺土壌等の調査
<b>2次調査(2013.9-2014.7)</b>	
2013.9.6	追加調査開始 (サッカー場全面調査) 2013.12.5 ドラム缶7本発見 2014.1.28- さらに54本発見 (計83本)
<b>2次追加調査 (2014.9-2015.1)</b>	
	ドラム缶底面土壌における DDT 類の深度方向の調査や、たまり水におけるダイオキシン類の再分析等の追加調査 (2014.9.6-2015.1.31)
<b>3次調査(2014.7-)</b>	
2014.9	沖縄防衛局 地表から2mより深い部分の調査 グラウンド側 鉛直磁気探査 (2014.7-10) 駐車場側 経層磁気探査 (2015.1-6) 2015.2.6-19 ドラム缶17本発見 計100本 2015.4.8-11 ドラム缶8本発見 計108本 2015.9-2016.4 2次追加調査で判明した汚染土壌の処理工事及び周辺の経層磁気探査実施。

沖縄防衛局資料等から作成

## I 沖縄市サッカー場調査等経費について

### 1.2015年3月までの支出・経費と2016年度日本政府計上予算

これまでの調査等の経費と2016年度の予算の総計は、979,091,229円となった。

#### ①2013年ドラム缶発見時から2016年3月までの経費について

457,748,249円

	機関	経費（円）
1	沖縄防衛局	385,759,500
2	沖縄市	71,116,779
3	沖縄県	3,214,950
	計	460,091,229

②日本政府 2016 年度計上予算（5 億円）内訳詳細  
519,000,000 円

項目	事業内容	2016 年度予算額（円）	
		歳出ベース	契約ベース
原状回復作業費	・ 廃棄物混じり土砂処分 ・ 埋戻し工事	519,000,000	519,000,000

国会議員赤嶺政賢事務所からの入手資料

③2016 年度までの総経費予測（①+②）  
979,091,229 円

2. 内訳

沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県の各機関の内訳詳細については以下のとおりである。ここでは、業務別、受注業者別一覧と、処理済みの廃棄物処理について示す。

①沖縄防衛局

【業務別支出一覧】

	業務の名称（工事名含む） 業務内容	工期	契約業者名	入札方式	契約金額 （円）
1	旧嘉手納飛行場(25)土壌等確認調査 (22 本ドラム缶調査等)	2013.6.29- 7.31	(一財) 沖縄県環 境科学センター	随意契約	7,276,500
2	旧嘉手納飛行場(25)土壌等確認調査(そ の2) (地歴調査、61 本ドラム缶調査等)	2013.9.7- 2014.7.31	いであ (株) 沖縄支社	一般競争入札	98,363,400
3	旧嘉手納飛行場(26)土壌等確認調査 (谷地であった地表 2m より深い部分 やトイレ等構造物下の鉛直磁気探査)	2014.7.2- 2014.10.31	日本物理探礦(株) 九州支店	一般競争入札	20,520,000
4	旧嘉手納飛行場(26)土壌等確認調査(そ の2) (たまり水分析等)	2014.9.6- 2015.1.31	中央開発 (株) 九州支社	一般競争入札	3,099,600
5	旧嘉手納飛行場(26)土木その他工事管理 業務 (東屋、駐車場等撤去、土工事、水平探	2014.8.21- 2015.6.30	(株) 協和コンサル タantz沖縄営業 所	一般競争入札	6,750,000

	査等)				
6	旧嘉手納飛行場(26)土木その他工事 (駐車場ドラム缶発掘、ドラム缶付着物等の調査)	2014.9.3- 2015.10.31	(株)協亜建設(再委託者：いであ(株)沖縄支社)	一般競争入札	144,666,000
7	旧嘉手納飛行場(27)土壌等調査 (駐車場ドラム缶8本分の調査)	2015.7.2- 2016.3.31	(一財)沖縄県環境科学センター (分析内容分担：いであ(株)沖縄支社)	一般競争入札	19,407,600
8	旧嘉手納飛行場土壌処理工事 (ドラム缶83本底面土壌処理工事、周辺の経層磁気探査、廃棄物混じり土などの調査)	2015.9.18- 2016.4.30	安岡建設(株) (下請負人：いであ(株)沖縄支社)	一般競争入札	77,727,600
9	旧嘉手納飛行場(27)資料収集等委託業務 (たまり水の処分方法等の比較検討、処分先の選定など)	2016.1.30- 2016.3.31	中央開発(株) 九州支社	一般競争入札	7,948,800
計					385,759,500

国会議員赤嶺政賢事務所からの入手資料、沖縄防衛局発表資料、入札資料等から作成

#### 【受注業者別受注額一覧】

(契約金額順)

	契約業者名	契約金額(円)
1	(株)協亜建設*	144,666,000
2	いであ(株)沖縄支社	98,363,400
3	安岡建設(株)**	77,727,600
4	(一財)沖縄県環境科学センター***	26,684,100
5	日本物理探礦(株)九州支店	20,520,000
6	中央開発(株)九州支社	11,048,400
7	(株)協和コンサルタンツ沖縄営業所	6,750,000

国会議員赤嶺政賢事務所からの入手資料、沖縄防衛局調査報告書から作成

\*いであ(株)沖縄支社の再委託含む

\*\*いであ(株)沖縄支社の下請け含む

\*\*\*いであ(株)沖縄支社の分析分担含む

【廃棄物処理詳細】

日時	処理対象	基準等	契約業者名	処分方法	処分場(処分先)	契約金額(円)
2016.1.16	DDT 汚染土	埋設農薬調査・掘削等マニュアル(平成20年1月17日)環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室	(株)安岡建設	管理型埋立施設における埋立て処分	オオノ開発(株)(愛媛県) <sup>2</sup>	77,727,600
2016.1.15-3.12	油汚染土	油汚染対策ガイドライン(平成18年3月)中央環境審議会土壤農薬部会				

国会議員赤嶺政賢事務所からの入手資料、沖縄防衛局調査報告書から作成

廃棄物混じり土砂等については未処分であり、サッカー場でブルーシート、フレコンバック等で保管している。

②沖縄市

沖縄市は2013年6月のドラム缶発見時から、調査の透明性の確保を目的とし、沖縄防衛局の調査を監視する市独自の調査を進めてきた<sup>3</sup>。米国の基地汚染調査では行政の監視や住民参加が制度として担保されているが、日本ではそのような制度がないため、沖縄市のクロスチェック的調査は意義があり、外部専門家からも評価されている<sup>4</sup>。しかし、国の調査への監視機能を果たしてきた一方、市の大きな財政負担となっていることも事実である。市の負担については全容が明らかでなかったため、今回、沖縄市の各部署から議員を通じて、総額を入手した。総額は、71,116,779円であった。

沖縄市の調査の支出一覧は以下のとおりである。

<sup>2</sup>作業工程ごとの経費(調査費、輸送費等)についてはこの時点では調査できていないが、廃棄物が、県外(愛媛県)で県外業者に処理・処分されていることには着目しておきたい。米軍基地汚染の処理問題が沖縄県内のみで完結するものではないことを改めて認識する必要がある。少なくとも、このサッカー場問題の詳細とともに当該自治体等に廃棄物の搬送について連絡しているかどうかを確認し、連絡体制について検討する必要がある。

<sup>3</sup>沖縄市は「沖縄市サッカー場遺棄物発見に関する情報」に調査結果をまとめている。

<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/about/155/4854>

<sup>4</sup>意義については沖縄・生物多様性市民ネットワーク 河村雅美寄稿「沖縄市ドラム缶問題 画期的な市独自調査」(琉球新報、2013年8月31日)。「サッカー場ドラム缶 汚染 複数基準で検証 『クロスチェック』に注目 沖縄市と市民団体 国の矮小化許さず」(琉球新報 2013年9月27日)を参照。専門家の評価については株式会社環境総合研究所『旧嘉手納基地返還跡地から発見された有害物質分析調査についての暫定評価報告書-沖縄防衛局と沖縄市の調査の比較を中心に-』(2013年8月30日)を参照。

	業務内容	担当部署	工期	契約業者名	契約方法	契約金額（円）
1	沖縄市サッカー場土壌等調査業務委託	教育委員会	2013.7.1-7.30	南西環境研究所	一般競争入札	5,985,000
2	沖縄市サッカー場土壌等調査業務委託（その2）	教育委員会	2013.7.2-7.30	南西環境研究所	一般競争入札	2,373,000
3	地下水調査業務委託	市民部環境課	2014.2.4-3.31	（確認中）	（確認中）	301,350
4	コザ運動公園内遺棄物等調査分析業務委託	市民部環境課	2013.10.4-2014.3.31	南西環境研究所	（確認中）	28,080,000
5	コザ運動公園内遺棄物等調査分析業務(2)委託	市民部環境課	2014.2.4-4.31	南西環境研究所	（確認中）	27,090,000
6	コザ運動公園内遺棄物調査等支援業務委託（沖縄防衛局の磁気探査調査等の確認、解析、考察）	建設部建築・公園課	2013.10.7-2014.6.30	（確認中）	（確認中）	7,287,429
計						71,116,779

※「3 地下水調査業務委託」については沖縄防衛局調査に対してのクロスチェック調査ではない。  
 沖縄市議提供資料等より作成

### ③沖縄県

沖縄県は環境保全課が、サッカー場周辺運動公園、嘉手納基地内井戸水、大道川河口底質、サッカー場暗きょ排水（2014年度途中から沖縄防衛局が分析）において「周辺環境調査」を実施している<sup>5</sup>。沖縄県のこれまでの支出については以下のとおりである。総額は、3ヶ年度で、3,214,950円であった。

年度	分析内容	業者	契約方法	金額（円）
2013年度	地下水質（ダイオキシン類を含む）	（一財）沖縄県環境科学センター	一般競争入札	1,202,250
	ダイオキシン類	いであ（株）沖縄支社	随意契約	632,100

<sup>5</sup>沖縄県環境保全課「沖縄市サッカー場周辺環境調査の結果について（お知らせ）」  
[http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/mizu\\_tsuchi/okinawashi\\_drug.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/hozen/mizu_tsuchi/okinawashi_drug.html)

	塩化ビニルモノマー	(一財) 沖縄県環境科学センター	随意契約	63,000
				小計 1,897,350
<b>2014 年度</b>	ダイオキシン類	(株) タツタ環境分析センター 沖縄営業所	随意契約	340,200
	ダイオキシン類	(一財) 沖縄県環境科学センター	随意契約	216,000
	ダイオキシン類	(一財) 沖縄県環境科学センター	随意契約	216,000
	塩化ビニルモノマー	(一財) 沖縄県環境科学センター	随意契約	32,400
				小計 804,600
<b>2015 年度</b>	ダイオキシン類	(株) タツタ環境分析センター 沖縄営業所	随意契約	340,200
	ダイオキシン類	中外テクノス(株)	随意契約	140,400
	塩化ビニルモノマー	(一財) 沖縄県環境科学センター	随意契約	32,400
				小計 513,000
				計 3,214,950

※100万円以下の契約については、沖縄県財務規則により随意契約ができることとされている。この場合において、2人以上から見積を取ることであり、低い見積額を示した相手方と契約を締結している。沖縄県議山内末子議員（おきなわ）の入手資料より作成

## II 沖縄県環境政策課基地環境特別対策室について：新規の米軍基地跡地政策として

サッカー場の汚染問題発覚後の事業として、沖縄県は問題発覚の翌年、2014年度に沖縄県環境政策課基地環境特別対策室を設置し、3年の沖縄振興特別推進交付金事業を行っている。

事業内容は「返還予定地及び既返還地における環境問題への対応や、米軍の活動に起因する環境問題を解決するため、米軍施設に関する環境対策方針等を整備しながら、国と連携した新たな環境保全のしくみづくりを推進する」ものとある<sup>6</sup>。

具体的事業としては、国内外の米軍基地に係る環境情報等を収集し、返還予定地等の環境調査ガイドライン（仮称）および米軍施設環境カルテ（仮称）を作成するものである。

事業内容についての検証は本報告の射程を越えるので稿を別にしたいが、沖縄市サッカー場問題以後に動いた事業として大きいものである。支出状況を調査した。入手したデータについては以下のとおりである。これまでの決算額は72,796,000円（2014年度は31,949,000円、2015年度は40,847,000円）、2016年度予算は164,903,000円である。

<sup>6</sup> 「平成26年度沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シート」【公表用】

1. 2014 年度、2015 年度の支出状況

(1)各年度項目別支払い額

①米軍施設環境対策事業（一括交付金：国 80%、県 20%）

年度		2014 (H26)	2015 (H27)
決算額 計		29,501,000	37,553,000
	旅費	3,797,000	2,759,000
	需用費	223,000	63,000
	役務費	0	0
	委託料	25,481,000	34,731,000

②基地環境対策推進事業（県：100%）

（2014 年 環境保全措置効果検証事業）

年度		2014 (H26)	2015 (H27)
決算額 計		2,448,000	3,294,000
	旅費	978,000	1,670,000
	需用費	288,000	157,000
	役務費	683,000	479,000
	委託料	499,000	988,000

(2)各年度業者別(コンサルなど)支払額

	金額	業務名	業者名	支出科目
2014 年度	25,481,000	平成 26 年度米軍施設環境対策事業	いであ株式会社・エキステックエピセンター株式会社共同企業体	委託料
	499,000	沖縄県公文書館保存資料の複写、データ化事業	Nansei 株式会社	委託料
	683,000	独和翻訳料	株式会社ドイツ言語文化研究所	役務費
小計				26,663,000
2015 年度	25,036,000	平成 27 年度米軍施設環境対策事業	いであ株式会社 沖縄支社	委託料
	9,695,000	米国国立公文書館及びその他在米機関における在沖米軍関係資料の収集業務	NON 共同企業体	委託料
	988,000	キャンプ・キンザー付近の底質調査	いであ株式会社 沖縄支社	委託料
	479,000	和文翻訳	株式会社沖縄コン	役務費

			グレ	
			小計	36,198,000
			計	62,861,000

(3)基地環境特別対策室 2016 年度予算 (円)

事業名		米軍施設環境対策事業	基地環境対策推進事業
予算額 計		158,696,000	6,207,000
	旅費	1,308,000	2,116,000
	需用費	208,000	152,000
	役務費	2,170,000	400,000
	委託料	155,000,000	3,500,000
	使用料及び賃借料	10,000	39,000
			計 164,903,000

Ⅲ 考察・提言

この結果をもとに、若干の考察と提言をする。

1. 米軍の原状回復の義務が回避されることの意味

沖縄市サッカー場の汚染調査、浄化費用の 2016 年までの総額は、9 億円以上にものぼることが明らかになった。

これは、日米地位協定で、米軍に原状回復の義務を回避させていることが、どのように財政的な負担となるかということの意味を、具体的に再認識する材料となった。また、汚染が発覚した場合に、どのような支出が発生するのか（調査、汚染物質の処理、掘削部の埋戻し等土木的処理）も把握しうる機会となった。

加えて、財政負担をする日本の納税者の中には、土地を奪われた沖縄の人々も含まれることをあらためて認識する必要がある。土地を収奪され、長期間アクセスを禁じられた上に、投棄され、汚染されたあげく、原状回復の義務を日本政府が米国政府に課せられないがゆえに、その尻拭いの費用まで沖縄の人々が負担させられているということについては、重く受け止めるべきである。

一方、この金額の大きさから、徹底した調査は費用がかかるということで望ましくないといった方向に利用してはならないことも留意すべきである。特に、行政は市民をそのように誘導する材料としてはならない。調査や浄化処理は、将来にわたって市民の安全、安心な環境を確保するための措置であることを再認識し、政策を遂行すべきである。

2. 沖縄市のクロスチェックの財政負担

沖縄市の部分で述べたように、沖縄市のクロスチェックの負担は 7000 万以上となり、市の財政負担となっている。調査時に透明性を確保するために国の調査を行政が監視する部分は調査体制が必要であり<sup>7</sup>、調査のあるべき姿を身をもって示したのが沖縄市であったと

<sup>7</sup> 「ドラム缶『行政住民も監視を』米空軍で汚染除去 15 年間担当 國吉信義さん 国のやり放題危惧」

いえる。

そのような意味で、この負担に関しては日本政府も沖縄県も考慮すべきであり、沖縄市側の財政負担に関する支援措置の要請には真摯に応える必要がある。

また、今回の沖縄市の行ったことは調査の透明性を確保すること、調査する日本政府に緊張感を持たせるという面からグッド・プラクティスとして、他の自治体に範を示した事例であるが、財政面で継続的に実施できる体制にすることを沖縄の自治体は検討するべきであるとする。今回の沖縄市のクロスチェックは、1次調査、2次調査はドラム缶の内容物の全検体をクロスチェックしたものであったが、緊張感を持たせる範囲でサンプル数を限定する、自治体側で専門家に調査結果の評価を依頼するなどの方法も考えられる。専門家の確保、財政負担は重いことから、沖縄県全体で検討するべきであろう。

また、この問題を一つのきっかけとして、跡地利用推進法（「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」）を基に、「国の責任で（処理、浄化を行う）」と、沖縄県や自治体が調査への積極的な関与を避ける傾向にある状況について、改めて考える必要がある。「国の責任で」は財政的な責任を意味するのか、調査の責任はどう考えるのか、費用対効果も含め、基礎自治体と沖縄県、沖縄防衛局の三者の役割について議論することも必要であるとする。

### 3.行政が説明責任の重さを認識し具現化する必要

汚染に関する措置は、安全に暮らせる環境や市民の健康を守るものであり、経費がどれだけかかるかに関わらず、行政は市民への説明責任を負うことは大前提としてある。ただ、汚染への対処にこれだけの額がかかる、という事実に向き合うことにより、行政は市民への、納税者への説明責任を再認識することも必要であるとする。

特に、沖縄防衛局の、同局と沖縄県、沖縄市の協議の記録が杜撰であったため、各機関の意思決定過程が文書などでも検証できない状態にあることは問題である<sup>8</sup>。市民への説明責任も果たしているとはいえない状況であり、この部分は早急に対処が必要である<sup>9</sup>。

このような行政の説明責任を果たさせるためには、各レベルの議会は、自らが監視をしなければならない行政の役割は何かを認識し、議会で監視し、責任を厳しく問う役割を担うことが必要であるとする。そのためには、議会、議員は行政の説明やメディアのストレートニュースの情報のみに頼らず、自らの調査権を行使し、構造的な問題に切り込んでいくことが求められるであろう。

今回の調査は、議員の調査権により得た情報を結集させる一つの試みであるともいえる。

---

（沖縄タイムス、2015年3月25日）

<sup>8</sup> 「沖縄市ドラム缶問題三者協議 防衛局議事録、要旨のみ1枚 市民団体『体をなさず』（琉球新報2015年9月26日）、「三者協議事録作らず 沖縄市ドラム缶 決定の経緯 不透明」（沖縄タイムス2015年9月27日）。この後、赤嶺政賢国会議員を通じてその後の議事録を請求したが、充実したものとはなっていなかった。

<sup>9</sup> 沖縄防衛局からは調査報告を記者クラブにブリーフィングし、資料をウェブに公開するのみで、質疑応答を伴う市民への直接の説明はされていない。沖縄市市議へのブリーフィングはあるが、記者にはクローズドで行われており、オープンな姿勢で汚染調査、浄化処理の説明責任を果たしているといえない。一方、沖縄市は浄化過程を市のウェブサイトで説明するなど、報告義務はなくともある一定の役割を果たそうとしているように見受けられる。

#### 4.業者の選定、発注形態の透明性

業者の選定、発注形態など、より透明性が必要であることも指摘しておきたい<sup>10</sup>。例えば、沖縄防衛局の調査報告書の「監修」をしている愛媛大学客員教授森田昌敏氏への報酬は契約業者を通じて支払っており、防衛省はその経費を把握していないことが国会議員からの聞き取りからも明らかになっている。調査報告で助言、分析、判断を行う専門家の責任は重く、透明性が求められる。発注元として、沖縄防衛局は委託した業者の業務情報は、再委託者、下請負の部分も含め、把握しておく責任があるだろう。また、市民団体や専門家から、基地環境関係の調査の結果の分析について、また、防衛省との関係が深いことについて疑問がもたれている業者が、沖縄県の米軍施設環境対策事業において随意契約で選定されていることに、納得がいかない県民の声もあることも記しておく<sup>11</sup>。

#### 5. 市民の関与・選択過程

沖縄市サッカー場の調査や浄化は、市民が行政の意思決定に関与する過程がなく決定されていった。しかし、これだけの費用をかける事業に住民、市民の意見が反映されず、事後報告で進められることは安全面だけでなく、行政への監視の面でも制度的に問題である。

米国では環境保護庁（Environmental Protection Agency, EPA）が浄化方法の案を、健康や環境、長・短期的的効果、コスト面の評価基準とともに提示し、公聴会やパブリックコメントを行って市民の意見を求め、浄化方法の選択に一定の関与する過程を設けている<sup>12</sup>。沖縄県も新事業で「住民参画情報公開専門部会」を設け、将来的に住民参加制度の導入を射程においているようであるが<sup>13</sup>、まずは進行中のサッカー場の件でパイロット版として実現させ、実効性のある制度への第一歩とすることを検討することも提言したい。行政が説明能力を向上させ、十分に情報を得た市民が意思決定過程に参画することは、行政の説明責任を果たさせるためにも、選択に関与することで市民が責任を果たすことは重要であるからである。

辺野古の新基地建設では環境影響評価という基地建設の「計画」で、基地をめぐる行政と業者の関係等の問題が指摘されてきた。返還跡地の調査、浄化、調査の指針づくりの業務なども環境を名目とした「基地ビジネス」に目を光らせる姿勢が必要ではないだろうか。

### IV むすびに

日米地位協定で、米軍の原状回復の義務が回避されていることは、国際的な原則である

<sup>10</sup>株式会社環境総合研究所『旧嘉手納基地返還跡地から発見された有害物質分析調査についての暫定評価報告書-沖縄防衛局と沖縄市の調査の比較を中心に-』（2013年8月30日）では、最初の調査から発注形態についての問題を指摘している。

<sup>11</sup> 「環境部における随意契約の実績（平成27年度1/四半世紀分）」によれば、「いであ」との随意契約については契約の相手方の選定理由として「本事業実施に当たっては、国内外の米軍施設周辺の環境情報に関する専門的かつ最新の知見や高度な技術力、関係者との調整力、調整手法等に関して、総合的かつ分野毎の企画能力が要求されるなど、事業の性質、目的から判断し、一般競争入札になじまないため、企画提案競争型で業者選定した」とある。

[http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/somu/documents/zuikei\\_jisseki.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/somu/documents/zuikei_jisseki.html)

<sup>12</sup> 最近の例としてポートランド・ハーバーのスーパーファンドサイト参照。

<https://yosemite.epa.gov/R10/CLEANUP.NSF/PH/Portland+Harbor+Superfund+Site+Community+Resources>

<sup>13</sup> 「基地汚染、国の介入提言 環境調査指針 県、策定向け原案」（琉球新報2016年2月4日）

<http://ryukyushimpo.jp/news/entry-215881.html>

「汚染者負担の原則」が実現されていないことも含め、批判されてきた。しかし、この不合理な協定下にある状況からいかに脱却するかの道筋はまだ議論が深まっていない。

その道筋には沖縄側からの交渉過程が必然としてある。交渉には、漠然とした主張ではなく、説得力のある具体的なデータやファクトが必要とされる。

沖縄市サッカー場の事例は、それらを提供するケースとして用いることを射程とし、今後も検証を重ねて、監視していく必要があるだろう。

本レポートの内容や意見はすべて執筆者個人に属し、調査協力した議員やスタッフの公式見解を示すものではない。

#### 【謝辞】

本調査は、赤嶺政賢国会議員、山内末子県議会議員、桑江直哉沖縄市議会議員による文書入手により可能となった。議員とスタッフの皆様の協力に感謝する。

専門家として助言をいただいた環境総合研究所顧問池田こみち氏、本レポートの土台となる沖縄市サッカー場の調査・監視プロジェクトの展開に協力していただいた沖縄・生物多様性市民ネットワークにも感謝の意を示したい。

このレポートに関する問い合わせ先

The Informed-Public Project 代表 河村 雅美 [info@ipp.okinawa](mailto:info@ipp.okinawa)

The Informed-Public Project <http://ipp.okinawa/>

## 【参考資料】

これまでの除去費用などについて筆者の知りうる資料は以下のとおりである。調査費用、汚染土壌除去費用などが混在しているので正確な各過程の数字は把握できない。

サッカー場との比較でいえば、対象面積の考慮等が必要であろう。ちなみにキャンプ桑江北側は38.4ヘクタールである。また、2012年の跡地利用特措法以前の調査は蓋然性の高い部分のみの調査であり、調査の範囲、精密度もサッカー場の調査とは比較ができない点は留意すべきである。

(1)第180回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会での紙智子議員による質問(2012年3月21日) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/180/0020/18003210020003.pdf> に対して、政府参考人防衛省地方協力局局長山内正和氏は以下のような答弁をしている。

「・・・平成22年度末までに在沖の米軍施設の返還に伴います土壌汚染などの除去に要した費用としては、キャンプ瑞慶覧のメイモスカラ地区で約8400万円、キャンプ桑江北側・・・(発言する者あり)失礼しました。約11億9000万円でございます。また、恩納通信所及び航空自衛隊の恩納分屯基地については、発見されたPCB含有汚泥の保管のための保管庫の設置等の費用といたしまして、合計で約2億1800万円の費用を要しているところでございます。」

(2)林公則氏は、『軍事環境問題の政治経済学』(日本経済評論社、2011年)の中で、「沖縄防衛局によって提供された資料によれば、2010年10月末現在、5件の土壌汚染が発見され、約10億8000万円の返還跡地土壌汚染等の除去費用が日本政府によって負担されている」と述べている。以下の表で整理している(同書、pp.137-138.)

表4-9 返還跡地における土壌汚染に係る除去費用

施設名	返還年月日	除去費 (千円)	汚染物質と除去状況
キャンプ瑞慶覧メイ・モスカラ地区	1981.12.31	84,000	2002年1月にドラム缶に入ったタール状物質発見。県内処理場で除去。
恩納通信所 <sup>1)</sup>	1995.11.30	-	PCB、カドミウム等、県外で除去予定。
キャンプ桑江北側地区	2002.3.31	680,000	砒素、六価クロム等、県内処理場は逼迫しているため、県外処理場で除去。
読谷補助飛行場	2006.12.31	304,000	鉛、フッ素、油分、県外処理場で除去。油分は現場で攪拌除去。
瀬名波通信施設	2006.9.30	12,000	鉛、油分。鉛は県内処理場で除去。油分は現場で攪拌除去。

出所) 沖縄防衛局提供資料より作成。

注1) 発見されたPCB汚染は約304トンにのぼり、航空自衛隊恩納分屯地内にそのほとんどが保管されている。北九州市の事業所に除去を委託することが決まっているが、実際に除去が開始されていないため除去がいくらになるかは現状では不明である。

(3)国会議員赤嶺政賢氏より 2013 年に筆者が入手した資料は以下のとおりである。

#### 4 恒常的な調査体制について

(1)における調査報告書は下表のとおり

No	工事件名	契約額	備考
1	キャンプ桑江の一部返還土地における土壌調査業務(1工区)	5,250,000	後日提出
2	キャンプ桑江の一部返還土地における土壌等調査業務(2工区)	11,581,500	後日提出
3	キャンプ桑江の一部返還土地における土壌等調査業務(3工区)	13,881,000	後日提出
4	キャンプ桑江の一部返還土地における土壌等詳細調査業務	10,668,000	後日提出
5	キャンプ桑江の一部返還土地における油臭土壌等調査業務	11,476,500	後日提出
6	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌調査業務	420,000	後日提出
7	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲等確認調査業務	3,780,000	後日提出
8	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲等確認調査業務(その2)	1,470,000	後日提出
9	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲等確認調査業務(H17)	3,423,000	後日提出
10	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲等確認調査業務(H17-2)	2,583,000	後日提出
11	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲等確認調査業務(H18)	1,764,000	後日提出
12	キャンプ桑江(北側部分)返還跡地における油臭土壌範囲確認等調査業務(H19)	6,002,850	後日提出
13	キャンプ桑江(H20)北側部分返還跡地土壌調査設計	1,807,500	後日提出
14	桑江(H24)土壌調査	3,255,000	1(1)の調査
15	瑞慶覧(22)泡瀬ゴルフ場土壌調査(その1)	2,856,000	後日提出
16	瑞慶覧(22)泡瀬ゴルフ場土壌調査(その2)	3,717,000	後日提出
17	瑞慶覧(22)泡瀬ゴルフ場土壌調査設計	8,085,000	後日提出
18	ギンバル(H23)土壌調査	1,816,500	後日提出
19	ギンバル(H23)土壌調査(その2)	1,025,850	後日提出
20	ギンバル(H24)土壌等調査	1,995,000	後日提出